

# 消去禁止命令申立書

(接続プロバイダ用)

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

消去禁止命令申立事件

当事者の表示 ……………別紙当事者目録に記載

手続規則 4 条 2 項に係る事件 ……………東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号

## 第 1 申立ての趣旨

相手方は、本案の発信者情報開示命令事件（当該事件に係る申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

との裁判を求める。

## 第 2 申立ての原因

### 1 消去禁止命令の申立ての原因

#### (1) 本案係属要件

本件申立に先立ち、申立人は、相手方に対し、上記、発信者情報開示命令の申立てをした。

#### (2) 必要性要件

接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは 3～6 か月程度のため（甲

●：ログ保存期間)、本案の発信者情報開示命令事件の認容決定時には、相手方の通信記録は削除されている可能性がある。

(3) 小括

そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要」(法16条1項)がある。

2 結論

そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律16条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、消去禁止命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類<sup>1</sup>

- |   |              |       |
|---|--------------|-------|
| 1 | 申立書の写し ..... | 1 通   |
| 2 | 甲号証写し .....  | 各 1 通 |
| 3 | 証拠説明書 .....  | ● 通   |

---

<sup>1</sup> 資格証明書、委任状は本案事件で提出しているため、別途提出する必要はない。

(別紙) 当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 発信者情報目録<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 本案事件の発信者情報目録と同じにする

(別紙) 投稿記事目録<sup>3</sup>

---

<sup>3</sup> 本案事件の投稿記事目録と同じにする